令和８年６月定例会　地方創生・行財政改革特別委員会の概要

日時　　令和８年７月１日（水）　　開会　午前１０時２７分
　　閉会　午後　０時３３分

場所　　第３委員会室

出席委員　藤井健志委員長
　　杉田茂実副委員長
　　橋本健人委員、渋谷真実子委員、保谷武委員、横川雅也委員、
　　小久保憲一委員、田村琢実委員、田並尚明委員、塩野正行委員、
　　井上航委員、城下のり子委員

欠席委員　なし

説明者　　[企画財政部]
　　都丸久企画財政部長、田辺勝広政策・財務局長、今西典子地域経営局長、
　　坂入康昭企画総務課長、林英人地域政策課長

　　[危機管理防災部]
　　渡辺泰成化学保安課副課長

　　[教育局]
　　野崎亮太高校教育指導課主幹兼主任指導主事

会議に付した事件
　地方分権改革について
　魅力ある地域づくりについて

橋本委員

資料２の「３　新たな動き」のところについて、３点お伺いさせてください。

まず一つ目が、第３４次地方制度調査会で、人口減少社会を見据えた国、県、市町村の役割分担の在り方についてということですが、これまでの国の議論に対しての県としての所感と現在の問題意識を教えてください。

２点目ですが、同じく「新たな動き」のところで、国の動向に合わせて今後、県内市町村へのアンケートを実施するということになっておりますが、県自身のことについては、どのような課題認識の基に、今後の在り方を整理検討していくのか教えていただければと思います。

３点目が、人口減少社会ということで御説明がありましたが、市町村の枠組みや広域連携の在り方を含めて、地方自治の在り方そのものについて議論が必要になってくると思いますが、今後の県の考え方を、例えば、国に対して埼玉県として積極的に提言していくなどの方針、お考えがあるかどうか、３点目としてお伺いさせてください。

地域政策課長

まず１点目ですが、第３４次地方制度調査会の動きに対する所感ということだと思いますが、第３４次地方制度調査会におきましては、人口減少社会における行政サービスの維持確保、こういったものを見据えて、幅広く現在議論が行われているというふうに認識しております。ただ、現時点におきましては、国や都道府県や市町村などの地方公共団体からヒアリングされているというところがメインとなっておりまして、地方制度調査会として最終的な結論はまだ示されていない状況で、今後、国において引き続き議論が進められているものと思っております。県としては、今後示される答申ですとか、それを踏まえました国の制度設計の動向などを注視するとともに、市町村の意見を十分に伺いながら、人口減少社会にふさわしい役割分担について適切に対応していきたいというふうに思っております。一方で、県の課題のところになりますが、権限移譲した事務や個別事務に対する県所管課への相談などは別にいたしまして、これまで、市町村事務全般に関しましては、体系的に行政分野ごとに市町村の実情や課題などを十分に把握できていなかったというところはございます。そのため、今後、国においては、地方の実情などを十分に踏まえた制度設計となるよう、そういった議論を期待しつつ、今後、地方の意見が適切に反映されるように、まずは県として、今、十分にできていない実態把握について、今後、調査を進めていきたいというふうに思っております。

２点目につきまして、アンケートの進め方というところですが、広域自治体である県といたしましては、基本的には、市町村が住民に身近な行政を担うということを原則として考えておりまして、県としては、広域的な課題や専門性の高い分野などについて、積極的に都道府県が市町村を補完、支援することが重要だというふうに考えております。こうした認識に基づきまして､これまでも権限移譲などに関しましては､市町村から県に対して、事務の複雑化、多様化や技術系職員の確保などに関する課題が寄せられておりましたところ、これらに対応するため、県として、事務処理マニュアルとか技術系職員の派遣などに加えまして、例えば、消防分野の指令業務の共同化につきましては、令和８年度から運用開始した東部地域の五つの消防本部のシステム整備に関しまして、ふるさと創造資金などを活用して、広域化を推進するための財政支援などを行ってきました。今後、国、都道府県、市町村の役割分担の在り方につきましては、制度設計など、その骨格となる部分につ

きましては、国の地方制度調査会の方で議論されるというふうに考えておりますが、県としましては、もとより、国の制度設計と整合しない形で独自に勝手に役割分担を設定する、固定化するみたいなことは適切ではないというふうに考えております。そのため、現時点では、これからやりますアンケートとかヒアリングを通じまして、市町村の実情や課題などを、まず丁寧に把握させていただきまして、現行制度の下でも、例えば、デジタル化とか、人材支援とか、研修の充実とか、そういった支援は可能だと思いますので、そういったものを市町村と一緒に協議調整していきたいと思います。

３点目ですが、積極的に発信というところでしょうか。地方自治そのものの在り方についてですが、地方自治の在り方そのものについては、基本的には、国が主導すべきものかなというふうに考えております。県としては、地方分権改革の推進を着実に進めていく観点から、国と地方の役割分担の適切な見直しなどについては、地方の意見をよく聴いていただき、実態を十分に反映するということを国に要望しております。５月２８日にも関東地方知事会が開催されましたが、その中でも、第３４次地方制度調査会の動きに関しまして、人口減少社会を踏まえた国、地方が担うべき役割や見合った権限などについて、丁寧に議論を進めることなどを要望しているところでありまして、あらゆる機会を通じて、引き続き国に対して要望してまいりたいと思います。

橋本委員

１点だけ、２点目の市町村へのアンケートの話のところなのですが、市町村の課題認識は、今後アンケートで整理するということで、埼玉県自身の、今どのような課題があるのかとか、そういったところは、今回の第３４次地方制度調査会に合わせて整理や検討されるというような動きは考えられているかどうか、確認させていただければと思います。

地域政策課長

県としての課題につきましては、役割分担という意味におきましては、県は市町村を広域的に支援する立場ということでございますので、まずは、市町村がどのような課題があるかということを十分に把握いたしまして、その上で、県としてできる広域支援というのは何かというところを、しっかりと検討して進めてまいりたいと思っております。

保谷委員

私からは、資料３の「魅力ある地域づくりについて」に関してお聞きしたいと思います。

まず、二地域居住についてであります。国が大きな方向性として二地域居住を進めているというのは理解しておりますけれども、埼玉県としての政策目的は何なのか、何を目指して二地域居住を進めるのかというのをお尋ねします。

また、具体的な施策については幾つか御説明いただきましたけれども、大きなマーケティング方針みたいなものが見えてこなかったので、そこについて御解説を頂きたいと思います。特に、ターゲットとしてどういったものを想定しているのか、特に、１拠点目として県内に住んでいる人をターゲットとして想定しているのか、あるいは、１拠点目として県外に住んでいる人をターゲットとして想定しているのか、この点について詳しくお聞きしたいと思います。

また、三つの促進策、大まかな①から③までの具体施策について御説明を頂きましたが、それぞれについての期待される効果というのがどういうものなのか、お尋ねしたいと思います。

次に、ふるさと創造資金についてお聞きします。どんな分野にも使えて、非常に柔軟な

制度なのだろうと思いますけれども、令和７年度の成果評価シートがホームページ上に公開されているので、これを拝見したところ、成果指標の設定が市町村によって非常に質がまちまちであるなという印象を受けました。アウトカム指標をしっかりと設定している自治体もあれば、行動指標として、例えば、ホームページのアクセス数であったりとか、あるいはＬＩＮＥの登録者数ですとか、そういった言うならば、広告を配信したりとか、あるいは何かインセンティブをばらまけば簡単に達成できてしまうような行動指標を目標として設定するのは、余り私は個人的には好ましくないと思うのですが、この成果指標の設定の仕方について、何か県として基準を設けているのかどうか、あるいは市町村に完全にお任せなのかどうか、こういった点についてお尋ねしたいと思います。

地域政策課長

まず、二地域居住の、県としてどのような政策目的を実現していくのかというところでございますが、本県、令和７年度に初めて人口減少になりまして、これからも人口減少が進むものというふうに考えております。かつ、そうした中でも地域の活力を維持させていくためには、やはり、二地域居住の取組を展開することで地域の担い手というのをしっかり確保していく必要があるのではないかというふうに考えております。ただ、二地域居住は関係人口を増やす取組なので、それだけで人口減少社会における課題全て解決と考えておりませんが、埼玉県の場合は東京都に隣接するという地理的優位性がありますので、そういった優位性を生かすためには、非常に有効な手段だというふうに考えております。

次に、ターゲットですが、県外、特に東京都内からの方をターゲットとしておりまして、先ほど東京都に近い地理的優位性がございましたが、東京都の一極集中というのが是正されていない状況の中で、二地域居住に関しましては、最終的に転入増につながるということであれば、やはり、東京都の方をメインにするということを考えております。

三つの支援策の期待される効果ですが、それぞれ市町村からヒアリング、アンケートなどを通じまして、やはり、人的支援をしていただきたいとか、財政支援していただきたいとか、マニュアル等を提供していただきたいとか、説明会をしていただきたいとか、もともと市町村の方でいろいろな声がございます。そういった市町村の声に合わせて、今、支援体制を整えているところですので、効果としては、市町村のニーズに合った、要望に合った対応策をしているところでございます。

ふるさと創造資金の指標設定につきましては、基本、市町村から申請があったものについて、市町村の住民への取組効果が適切に反映できるという視点から、地域振興センターの方で指導とか助言とかをさせていただいております。成果指標の設定に当たりましては、基本的にはアウトプット指標ではなくてアウトカム指標を目標値とするように考えているところですが、ヒアリングの中で、事業の性質によってはなかなか難しいというものもございます。例えば、健康づくりに関する事業においては、本来、そのアウトカム指標は、例えば、健康寿命の延伸などが考えられるところですけども、なかなかそういったものを指標として設定が難しいというようなお話を伺っておりますので、今後も引き続き、できるだけアウトカム指標を設定するように市町村に周知させていただくとともに、市町村がより効果的な事業を展開できるよう、地域振興センターと一緒になって、きめ細かな伴走支援という形で行ってまいりたいと思っております。

保谷委員

二地域居住の政策目的について御説明を頂きましたけれども、人口が減っていて担い手を求めているということですけれども、二地域居住で、例えば、都会生活に疲れた人が田

舎で二地域居住するみたいなパターンですと、家に籠って、あるいは自然と触れ合って、ということはするかもしれませんけれども、例えば、地域のコミュニティに所属して、何かお祭りを手伝ったりとか、ボランティア活動をやったりとか、そういったものは想定しにくいので、担い手にならないのではないかと思います。お金は落とすでしょう。お金は、食べ物を買ったりとか、お店に行ったりとか、消費はすると思いますけれども、担い手にはならないと思いますので、そもそもピントがずれているような気がするのですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、いろいろな幾つかの施策を行っていて、これは県として大きな方針、マーケティング方針があって、それに基づいているものではなくて、市町村からのニーズ、求めに応じて支援しているのだという御説明だったかと思いますけれども、それぞれ余り効果がないような気が個人的にはいたしております。具体的にはですね、例えば、二地域居住したい人がいるとして、そういった人の流れを、カスタマージャーニーを考えてみると、最初に興味関心の段階があって、次に、自分が果たして二地域居住できるのかどうかというのを考えます。お金があるかどうか、教育環境がどうであるか、子育てしている場合は、仕事が何とかなるかどうか、親の介護を抱えている人は介護ができるかどうか。そういった条件を考えるという段階があって、その次に、家族の同意を求める家族の合意形成という段階があります。ここが一番の肝ですね。その次に、エリア選定があって、物件選定があって、最終的な意思決定として物件を買って、二地域居住を始めると、そういった段階を経ると思うのですが、二地域居住の促進の施策①から③までのうち、①と②というのは、もう本当に最初の関心とか興味の段階で、二地域居住したいなとぼんやりと考えている人向けに、相談サービスとかをやったとしても、あるいはポータルサイトを開設したりとかしたとしても、非常に無駄打ちが多いマーケティングだなというふうに個人的には感じております。それぞれの市町村はやりたいというふうに言っていて、それを支援したのだろうと思いますけれども、ちょっと無駄が多いのではないかというふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

地域政策課長

まず、後半の方からお答えさせていただきます。マーケティングのところなのかもしれませんが、関心層へのアプローチという意味では、もしかすると、二地域居住をしたいという方、一歩進んだ方まではアプローチになってないのかもしれないですけれども、県としては、生産年齢人口の課題というものが喫緊の課題としてある中で、地域における課題解決というのを、担い手確保のために早急に取り組まなければいけないというところは認識しているところであります。いろいろなやり方は多分あるのかなと思っているのですが、例えば、執行段階においては、そうした、要するに関心があるだけという方ではなくて、もうちょっと、やりたいと思っている方も取り込むような形として、例えばですが、グーグルとかインスタなどを活用して、ＷＥＢターゲティング広告などをやるのですが、そういったときに、例えば、「二地域居住　埼玉県」みたいな検索をした方を捕捉するというツール、仕組みを使って、二地域居住のページに誘導するような仕組みというのを、今、試行段階において考えてまいりますので、その辺、いろいろ工夫しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

あと、１点目の、ターゲットのポイントがずれているというお話でございますが、確かに、ふるさと住民登録制度などでは、プレミアム登録で、市町村なりが、３回以上の濃密な活動した人を対象とするという制度にしているので、今後そういった、ふるさと住民制度がこれからどんどん進んでいけば、委員がおっしゃるような方だけではなくて、地域に

関して関心が高い方というのも増えてくるのではないかと思っていますので、まずは、そうしたふるさと住民登録制度があるということを、十分に周知を図りながら、市町村と一緒に、やる気のある方を広く埼玉県内に呼び込むように、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

保谷委員

政策目的のところで、担い手確保が必要であるということは私も同感であります。しかしながら、二地域居住者が担い手にはならないのではないかというふうに、依然として私は疑問に思っております。もし、担い手が欲しいのであれば、二地域居住ではなくて一地域居住ですね、移住促進の方にもっと力を入れるべきではないか、国の方針とはずれるのかもしれませんが、Ｉターン、Ｕターン促進とかをやるべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、二地域居住促進のための具体施策についてですけれども、もし、県がやるのであれば、やる意義がある分野があるとすれば、市町村を横断した何かの施策ということになるのではないかと思います。市町村の支援ではなくて市町村横断した施策、先ほど申し上げた二地域居住したい人のカスタマージャーニーを考えた場合、一番課題が大きいのは、物件の選定ではないかと私は考えています。物件の情報というのが非常に少な過ぎる。もう二地域居住をしたい、お金もある、家族の合意形成もできているという人が、何で一番困っているかというと、物件の情報がないということであります。例えば、リクルートのＳＵＵＭＯみたいな不動産情報サイトで検索しても、飯能とか越生とか横瀬町とか、あとは秩父市とかで検索すると、市内中心部は別として、本当に田舎の二地域居住に最適そうな物件というのは、もう片手で数えるほどしか情報が掲載していなくて、そこが最大の課題なのではないかなと思いますし、市町村横断して県がやる意義がある分野なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

地域政策課長

二地域居住ではなくて移住の方を先にというお話ですが、市町村からお話を伺っている中で、やはり、移住というのはハードルが高いというような声を伺っているところでございまして、もちろん県としては、最終的なゴールとしては転入増を目指しているところではあるのですけども、やはり、そのハードルが高い部分につきましては、一歩手前の準備段階としては、やはり、二地域居住を経て、最終的に転入増につながるというような流れをうまく構築したいというふうに考えております。

２点目、物件のお話をいただきましたが、例えばですが、「住むなら埼玉」ポータルサイトというのがございまして、移住とかの関係のポータルサイトなのですが、その「住むなら埼玉」ポータルサイト内で、住まいに関する情報発信も行っております。その中では、「住むなら埼玉！応援パートナー」制度というものがございまして、例えば、埼玉県住まいづくり協議会とか、全日本不動産協会埼玉県本部の方から推薦を受けました安心安全な事業者として不動産関連の事業者さんなどを紹介しているというような取組をやっているところでもございます。ただ一方で、例えば、相談件数が少ないなどの課題などもございますし、市町村域をまたいだ、というところでは課題もあるかなというふうに考えておりますので、今後につきましては、そういった住宅関連施策などを所管している住宅課ともしっかり連携を図りながら、民間の力も必要だと思いますので、「住むなら埼玉」官民連携協議会という組織がございますので、その協議会の中で、今、委員からお話を頂いた点も含めて、検討させていただきたいというふうに思っております。

田並委員

２点質問させてください。

まず、資料２の「地方分権改革について」の「３　新たな動き：国・県・市町村の役割分担」の「（２）今後の県の方向性」ということで、地方分権というと、今まで市町村とかに丸投げというのが多かったように感じてしまったのですが、今回、丁寧にアンケートとかをやるということで、これは是非やってほしいと思うのですが、例えば、市町村の課題というのは、市町村単独だけではなくて市町村をまたいだ課題というのも結構あって、１２月に公共交通ネットワークのことで質問させていただいたのですけど、例えば、熊谷で東側の人は、大里とかあっちの方の人は、買物は東松山で、駅は吹上駅を使ったりとか、西の人は深谷駅を使ったりとか、そういった市町村をまたいだ課題というのも地域ではあると思うのですけども、このアンケートに関しては、市町村をまたいだ課題というのに関しては､このアンケート調査だけで課題がしっかりと把握できるのかということについて、１点質問させてください。

もう一つは、資料３の「魅力ある地域づくりについて」で､「２　魅力ある地域づくりに向けた県の取組」の「（２）ふるさと創造資金による支援」ということで、熊谷市、ありがとうございました。川口市、熊谷市、神川町とありますけども、この各市町の具体的な支援金とその内容を教えていただければと思います。

地域政策課長

１点目、市町村域を越えた課題が多分あるというところで、今回、確かにアンケートは行政分野ごとに市町村に対して行うものでございます。住民の生活圏とか経済圏というのは、恐らく市町村の区域を越えているものだと思っておりますので、そうした意味では、市町村に対するアンケートだけで把握しきれないものもあるかと思っております。そこで今回、アンケートでは行政分野ごとに課題を伺いますので、例えば、近隣市町村の中で、同一の行政分野で同種の課題などが出てくるようであれば、その後、ヒアリングを予定しておりますので、そうしたヒアリングの中で実態を把握していきたいというふうに考えております。今後のアンケートやその後のヒアリングの中で、特定の行政分野で市町村の枠を越えた課題というのが明らかになった場合ですが、その場合には、県の所管課とも共有した上で、県として、広域化の支援も含めて、できる限りの支援を検討させていただきたいと思っております。

２点目、資料に挙げさせていただいた３市町の具体的な支援金額と例ですが、一つ目、川口市でございますが、こちらは、令和８年度、この９月にグランドオープンする予定の川口市立美術館、こちらの方の開館記念として特別展を開催するというようなものになっておりまして､それに対する支援でございまして､総額が１億４，２１８万８，０００円、補助率としては２分の１で､入場料収入など除きまして２，２００万円となっております。二つ目の熊谷市ですが、荻野吟子の顕彰推進協議会というものを、熊谷市を中心として立ち上げました。この協議会が中心となって、これから、墨田区や文京区、豊島区など、ゆかりの地をめぐるスタンプラリーとか、あとは、令和９年３月にシンポジウムを開催するというようなお話を伺っているところでございまして、このシンポジウムを機に、朝の連続テレビ小説を誘致したいというようなことを伺っているところでございます。こうした費用に対しまして、総額では４４０万９，０００円を対象としておりまして、補助率２分の１で２００万円を支援することにしております。最後、神川町ですが、交通支障木などの対応に苦慮しているということですので、交通支障木を処理するために、一手間二手間掛けて再利用するという計画をしております｡具体的には､粉砕機であるとかまき割り機、

こうしたものを購入して再利用化を図るということでございまして、１，０１９万９，０００円が事業費に対しまして、こちらにつきましては埼玉版ＳＤＧｓ推進事業に関連して県重点施策連動事業ということになっていますので、補助率が上がりまして３分の２で６７０万円を補助する予定になっております。

田並委員

再質問させていただきます。

まず、資料２の方で、市町村を越えて同種の課題があった場合は、ヒアリングで県が対応していくというお話、本当に心強いというふうに思うのですけども、例えば、県だけで対応できない課題というのもあると思うのですけども、先ほどの質問で、国にもいろいろな要望してくというお話がありましたが､やはり､県だけで対応できない課題については、例えば、制度改正などの要望も国にしていく必要があるのではないか、そういう場面も出てくるのではないかと思うのですが、それについてどうお考えになっているかということを教えてください。

それと、資料３の「魅力ある地域づくりについて」、熊谷市で有り難いことでございますが、スタンプラリーなどのソフト事業が中心ということでございました。是非、朝ドラを誘致していただきたいと思うのですが、妻沼にある荻野吟子記念館とか、私は毎年あそこの前でみこしを担いでいるのですが、車１０台停まるか停まらないかぐらいの狭い駐車場で、しかも、そのキャパを超えた場合は、土手越えて河川敷に１５分から２０分歩くような不便なところに案内している状況になっているのですけども、例えば、朝ドラを誘致、本格的に取り組んだ場合、駐車場の拡張というのは、恐らく市がやるべきかと思うのですけども、そういった場合、例えば、駐車場の拡張などのそういうハード面に関しても、市を県の方でちょっと支援することができるのかどうか、それだけ教えてください。

地域政策課長

私の方で多少御説明が足りなかったかもしれませんが、ステップ３の庁内調整で支援策を検討する際には、県だけで当然対応できないものについては、国へ制度改正要望などを図ることも当然視野に入れておりますので、そういった支援策が必要であれば、それは国に対してしっかりと要望したいと思っております。

２点目、ふるさと創造資金の関係ですが、駐車場拡張などの件については、協議会の中の議論で、そういった話が挙がっているということは私も承知しているところでございます。また実際、私も今回現場を見に行きまして、確かに、河川敷の駐車場というのは非常に課題があるかなというふうに思っているところでございます。ただ、現在、熊谷市の方が検討されているということですので、今後、熊谷市の方から検討を進めていく中で、北部地域振興センターの方に具体的な相談があった段階では、ふるさと創造資金の活用も含めて、県として必要な支援は検討していきたいと思っております。

渋谷委員

私からは、提案募集制度について３点質問させていただきます。

まず、資料１の「（１）提案募集制度の概要」の説明の中で、令和３年から令和７年の５年間の埼玉県の採択率が８８．４％、４３件中３８件が採択されたとありましたが、逆に採択されなかった５件はどのような提案だったのか。主だった内容で結構ですので、お伺いいたします。

２点目ですが、採択されなかった案件について、今後どのように対応していくのか伺い

ます。
　最後に、今定例会の一般質問において橋本健人議員が質問しておりましたが、税源の偏在については、埼玉県の財政運営や行政サービスの充実に大きく関わる重要な問題です。この税源の偏在是正に向けて国に働き掛けていくために、この提案募集制度を活用することも一つの手だと思いますが、いかがでしょうか。

企画総務課長
　まず一つ目､不採択になったものの主なものということで御紹介をさせていただきます。まず、令和４年に採択されなかったものがございまして、食品衛生申請等システムの機能の見直しというものがございます。こちら、食品衛生関係のシステムに関して、国の食品衛生申請等システム、営業許可などを行うシステムですけども、そちらと県独自の施設台帳管理や検査とか調査とか､そういった記録を管理するシステム､この二つがございます。なので、二重管理になっているので、これはもう連携した方が効率的だろうという話で、これを要望させていただいたのですけれども、内閣府の方で、各省庁での予算編成で予算事業として検討する話だという形で整理されてしまいまして、採択には至らなかったという形になっております。その次、もう一つ御紹介いたしますと、令和６年ですけれども、自動車登録手続へのマイナンバーの活用でございます。こちらに関しては、マイナンバーを活用しまして、自動車税の還付手続、こちらの方をマイナンバーの公金受取口座、こちらの方、使えるようにすれば、効率的に還付ができるということで提案させていただいたのですけども、自動車登録手続というのは国土交通省の事務になっています。一方、自動車課税というのは地方自治体の事務になっていて、ちょっと役割分担の整理がまず必要であるということを、内閣府に調整してもらったのですけど、国土交通省の方から返されてしまったのと、あと、国土交通省の本来事務ではない地方税の事務で、マイナンバーという不要な個人情報を国土交通省が取るのが、個人情報は必要最低限に取得すべきという原則があるので、そういったところから議論が起きまして、制度改正までは至らなかった、そういった事例がございました。
　採択されなかった提案について、今後どのように対応していくのかということですが、食品衛生申請等システム機能の見直しに関しましては、やはり、連携した方が、予算で見直せと言われたまま見直されていない状況ですので、早く見直してくださいというところを、今年の５月に知事がデジタル大臣のところに要望に行ったのですけども、そちらの中で、国のオンライン申請届出システムの機能改善を求めるシステムというのを列挙させていただいたのですけども、そちらの中の一つとしてこのシステムを掲げて、早く進めてくださいという形で要望しているところでございます。また、自動車登録手続へのマイナンバーの活用に関しても、こちらも有効だというふうに県では考えていますので、こちらの方も引き続き、政府要望、いわゆる県から国に対して要望している要望書の中で載せさせていただいて、強く訴えているところでございます。このように、提案募集で取り上げられなかったけれども県として必要だというふうに考えているものに関しましては、あらゆる県の要望ですとか、また、関東知事会とか全国知事会とか、そういった要望等に載せまして、訴え掛けていきたい、そういうふうに考えているところでございます。
　あと、偏在是正の関係で御質問を頂きました。偏在是正に関しまして、今年、特に重要な１年ということもありまして、県としても、あらゆる機会を通じて国に訴え掛けていきたいというふうに考えているところではございますけれども、こちらの提案募集制度については、国や地方の税財源の配分や税制改正というのは、制度上ちょっと申請できないという形のシステムになっています。これは、提案募集制度というのは、地方への事務の移

譲ですとか権限の移譲ですとか規制緩和、そういったところのピンポイントの部分に関して、内閣府が地方公共団体に成り代わって、各府省と提案があったものに関しては調整するという形の制度になっているのですけども、一方、税制改正とか、例えば、地方財政審議会ですとか与党の税制調査会ですとか、地方自治体からも意見を聞かなくてはいけないですし、国民からも意見を吸い上げなくてはいけないという、幅広い議論が必要だろうというところもございますので、制度の対象外という形で整理されているものでございます。ただ、おっしゃるとおり、税源の偏在是正については、今年、非常に、令和８年度の与党税制改正大綱に関して記述もされたことですから、それを是非実現するために、一昨日も知事が官房長官のところにも要望に行っているところでもありますけれども、あらゆる機会を通じて、時に県議会議員の皆様ですとか国会議員の皆様、そういった方々のお力も借りながら、国に訴え掛けていきたい、そのように考えております。

塩野委員

二地域居住について私もちょっと伺いたいのですが、さっき保谷委員からもあったのですが、私も、ちょっとこれで本当に移住が増えるのかという懐疑的な方なのですが、要は最終的には移住を増やす、社会的な人口を増やすということなのでしょうけれど、率直に、これがどの程度、二地域居住が移住につながるというふうに県が思っているのか、率直なところを伺いたいというふうに思います。

そもそもこの二地域居住の前に、ふるさと住民登録制度というものに登録をするということになっているのですけど、今年度からこの制度をスタート、モデル事業として今はスタートしているようですが、そのモデル事業の中には、県内の市町村は全く含まれていないということもあって、そもそも市町村サイドとしても、この県内の二地域居住に対する取組とか関心とかというのが、あるいは薄いのではないかなというふうに思うのですけれど、これが年度内には本格的に、いつからか分かりませんが、スタートするということのようなのですが、その辺の市町村の受け止め等が分かれば教えていただきたいと。

地域政策課長

二地域居住が転入につながるかどうかというところに関しましては、なかなか施策の効果を図ることが難しいところもございまして、現時点で確実にそれが増えるということは、なかなか言い難い状況ではあるのですが、ただ、やはり、市町村さんの意見を伺うと、いきなり転入というのはハードルが高いという声はそこそこあるので、そうすると、いきなり転入ではなくて、やはり、お試しというか体験というか、例えば、そのお試し住宅を活用しながら体験を組み合わせるとか、やはり、そういったことで少しずつ呼び込みながら、最終的には定住していただければということの流れは、非常に重要かなというふうに考えておりますので、まずは、二地域居住からということで、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

もう１点の、ふるさと住民登録制度についてですが、市町村の受け止めは、先ほどとちょっと重なる部分があるのですが、やはり、移住はハードルが高いよねという話の中で、なかなかその関係人口というのが見えない、分からないという声が実はあるのです。それは、いろいろな市町村との話をしていても、やはり、関係人口は分からないよね、というようなことは結構聞いています。そうした見える化を図るためのツールとしては、ふるさと住民登録制度というのは大変有効な、全国一律の話ですので、有効なツールと考えていますので、そうしたツールを活用しながら、市町村と一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

塩野委員

例えば、滑川町のように、県内でも非常に人口が増えて注目をされて、１００年は町が存続すると言われているぐらい成功している例があるわけですよね。その例を考えると、やはり、子育て支援策の充実だとか、あと、駅近地域での住宅開発だとか、自然も当然あってというような、そういったことが要因になるのだろうというふうに考えたときに、段階を経てやればよいというよりは、もう直接その移住策をもっと充実をさせた方がよいのではないかと思ってしまうのですけれど。中には、ここを通じて段階的にという方もいるのだと思うのですけれど、どっちにしても、超少子高齢化の中で、人口減というものが大きな課題である中で、市町村を支援するに当たって、これも一つのツールとして使えればよいですけれど、より人口増につながるような取組を県として支援するための方策というのも、当然ながらやっておられるというふうに思いますので、あえて、そのことについてですね、どういうふうに今後、進めていくのか伺いたいというふうに思います。

地域政策課長

委員御指摘のとおり、二地域居住だけで全てが進むわけではないというふうに考えているところは承知しております。子育て支援や駅近住宅の開発みたいなところは、非常に重要なポイントだと思っていますので、県としては、二地域居住だけを、あくまでもやらなければいけないということではなくて、総合的に進めていかなければいけないという認識を持っております。そのため県としては、官民連携推進協議会の場などでいろいろ議論しているところですが、その中で、住宅施策の話であるとか、あるいは、市町村によっては移住ではなくて、正に委員おっしゃるとおり、子育て施策に重点を置いているというところもございます。そういったところで、移住なのか、そうではないのかということを置いておいても、転入増につながるような施策をやっていて、そういった事例で良い事例があれば、横展開しながら情報共有を図っていくということで、県全体として、市町村と一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

横川委員

二つ、大きく資料２と資料３について伺わせていただきたいと思います。

まず、この権限移譲のところなのですが、３市１２名でしたか、支援員実績とあったと思うのですが、専門的な人材の不足などは、もうどこでも言われることで、果たしてこれで満たしているというか､足りているのかというのが､もう本当に単純な疑問であります。財政的な支援も含めて対でやっていかないと、移譲して、交付金の額が本当に適正なのかどうかということを、どうやって見極めているのかというのをお聞かせいただきたいと思っています。この３市１２名というのは、ほかにもっと応援いただきたい人がいたけれども３市１２名しかできなかったのか、それとも、それだけしか必要とする市町村がなかったのか、それも重要な点なので、その点もお聞かせください。

次に、資料３の方、皆さんも関心の高い、この二地域居住のことなのですが、それぞれの目線からのメリットが掲げられているのですけど、地域からすると、担い手確保になるとか、消費需要創出、それはあるかもしれないですけども、個人にしてみたら、自然に囲まれた環境で心身ともにリフレッシュできるとか、顔が見えるとか、こう書かれているのですけど、本当に望んでいるのでしょうか。回答者、２０代以上の１，６０９名なのですが、後でいいので、年代別に分かったら教えていただけますか。この２０代以上がどういう年代別になっているのか。例えばですけど、今、滑川の話を塩野委員もおっしゃっていたのですが、あれは東武の開発で、終点から始発に乗れる、東武が土地を持っていたから

住宅開発をして遠方輸送をすることで、東京都までもう４０分台で行ける。だから、東京から引っ張ったという経緯もあるのです。あれはもう完璧に戦略的にセットでやっているのです、公共交通と。もうメリットが見えているのです、セットに。だから、段階的にやるというよりは、現状値をどう把握するかということが非常に重要で、秩父地域と比企郡、滑川を除けば、もうほぼ減ですよね。これから若い人が二地域居住でそこに定住というところに運ぶかといったときに、そもそも人口減には理由があるわけです、課題が。その根本課題を解決せずして定住につながるのかというところを見誤ってしまうと、何かただ滑っているみたいな政策になってしまうと思うのですが、その点は、根本課題をしっかりと解消しながらの定住に促すのか。ただただ、一時的でもよいから、関係人口の人材として、こっちに、埼玉に移ってきてくれればよいとか、二拠点目を設けてくれればよいというお考えなのか。その点が非常に重要なので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

地域政策課長

人的支援のほか、その他の支援に関しましては、市町村からいつも、権限移譲するときにいろいろな御要望を頂いておりまして、その要望を受けた県としては、事務の所管課の方に、当該事務のボリュームとか、その困難度とか、派遣可能な職員の有無なども含めて検討の依頼をさせていただいているところでございます。ただ、実際調整する中でお断りしているケースもありまして、そういった場合には、例えば、その事務処理マニュアルなどで対応できないかというような協議をしながら、お断りしているケースもございます。

もう１点の、二地域居住について、人口減の課題を受け止めるというところの部分でございますが、確かに委員おっしゃるとおり、どのような現象で人口減、社会減が起きたのかという課題をまず捉えるということは非常に大事だと思っておりますので、課題を捉えつつ、一方で、埼玉県としての優位性みたいなところも多分あるのだと思います。それはもしかすると、先ほどおっしゃったようなパッケージなどで、公共交通などを組み合わせていろいろやるとか、都心に近いとか、地震に強いとかあるかもしれませんが、そういった埼玉県としての優位性をプラスアルファで組み合わせることによって、いろいろな施策に取り組んでいきたいと思っておりますので、決して、人口減少の根本課題を解消しないということではなくて、それをやりつつ、埼玉県の優位性を発揮しながら、全体として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

横川委員

二つの質問に対してそれぞれ再質問をさせてください。

市町村への権限移譲での支援は、マニュアルで対応させていただいたケースもあるというお話だったのですが、一番懸念されるのは、一度は全部、その要望があったところを見ていただきたいです。というのは、行政サービスの格差などが生じるといけないので、ちゃんとここの自治体はできているなというのが確認できた段階でマニュアルにすり替えるのだったらよいのですけど、手が足らないのか分からないですけども、マニュアルで済まして、本当にその後、実際に派遣職員を送った方の自治体との行政サービス格差とか、質の均等を取れるのかどうかというところが、県が役割として担うべき本当の権限移譲だと思うので、その点については改めていただきたいと思うのですがどうですか、というのが再質問１点。

それから、二地域居住の件で、非常に前向きに捉えられているのかなと思うのですが、東京から埼玉に来るかといったら、もうちょっと足を延ばせば群馬とか、良いところいっぱいあるわけですよね。そこと比べたときの埼玉の差別化は何なのかというところ、価値

をどういうふうに捉えていて、勝てるだけの戦略性を持って、この二地域居住を促して関係人口を増やそうという戦略を打たれているのか、具体的なその戦略性みたいなのが、例えば、ＫＰＩなり指標でしっかり示されていて、その上で関係人口増加に持っていこうとしているのか。その辺が具体的でないと、ただ単に呼び込もうという意欲だけでは結果につながらないと思うのですが、いかがでしょうか。

地域政策課長

１点目につきましては、基本的には最大限市町村の意向を踏まえまして、対応させていただきたいと思いますので、そういった課題につきましては庁内関係各課と共有しながら、しっかり対応してまいりたいと思っております。

２点目、具体的なその戦略性というところでございますが、現時点において、例えば、二地域居住でどのくらいの人を、ということは設定していないところなのですが、これから始めていく中で、やはり今一番課題なのは、その成果が見えない、指標が見えないというところが課題だと思いますので、そこはやはり、ふるさと住民登録制度のツールを活用して、まず、指標なりを可視化できるような状況があれば、例えばですが、ふるさと住民のプレミアム登録した人の中で、３年以内にこれだけの人が二地域居住、転入につながったというような指標を設定することも検討できるのではないかというふうに考えているところでございます。

城下委員

私も同じく、地方分権改革の権限移譲による効果と課題の部分なのですが、（２）のところで、課題については、行政需要の増加、内容の複雑化、多様化、それから先ほども横川委員から質問ありました、専門職員の不足という点と、やはり、ここに県の認識が出ているというふうに思ったのは、一番はやはり、財政的支援です。市町村の方からの声というのは、権限事務が来ると、対市民の直接の窓口となるために、人的面や財政的面で本当に負担が増加すると。しかし、そういった部分では財政的支援が不十分だということで、市町村の持ち出しがあるということなのですよね。この現状を、私は、しっかりとここで位置付けていくということが大事だというふうに思っているのですが、その辺の支援ということでは、先ほど横川委員の質問に対しても、余りはっきりとした明確な受け止めが、私はできなかったので、やはり、ここの部分も、財政的支援ということも課題として位置付けていくということが大事ではないでしょうか。その辺、どういうふうに支援をしていくのか、お願いします。

それから２点目なのですが、国の方の第３４次地方制度調査会でもいろいろ議論して、今後、アンケート、ヒアリング、庁内調整、それから、市町村へのフィードバックというふうに流れがあるのですが、アンケートの項目によっては結果が結構ばらばらになってきますし、県が導きたい方向に結果が出てくるというようなこともあるので、このアンケート、ヒアリングなど、具体的にどのような内容で、県としては対応していこうと考えてらっしゃるのか、この２点お願いいたします。

地域政策課長

まず、分権推進交付金につきましては、実は３年ごとに算定基準を見直しておりまして、前回は令和５年のときに見直したのですが、そのとき市町村から伺っている意見としては、約９４％の市町村の方から、大きな問題はないというようなことを頂いております。ただ、一方で、昨年度実施している権限移譲ヒアリングの中では、見直しが必要だというふうに

考えている市町村も４分の１程度おりまして、その中身をもうちょっと細かく聞くと、分権推進交付金を拡充すべきではないかというような意見もあるところでございます。幾つか多分、要因があるのだと思うのですが、個別事務によっては、県が想定しているその事務にかかる処理時間みたいなものが、実際に市町村がやっているものと差があるので、そこで負担感が生じているというものもあるのかもしれないと考えております。県としては、今委員からお話あった、分権推進交付金で持ち出しがあるという話までは実は伺ってないのですが、市町村の人材不足や行政事務の多様化などが急速に進んでいて、やはり、市町村の事務のＤＸ化などの支援も必要かというふうに考えております。その上で、今年度、正に見直しのタイミングに当たっておりますので、例えば、先ほど申し上げました、その事務の処理時間、こうしたものが、我々が想定する時間より多くかかっているところについては、なぜそういうふうにかかってしまっているのかなどの要因などを確認する形で、市町村の意見を確認しながら、課題解消に向けて適切に対応してまいりたいと思っております。

２点目のヒアリングの具体的な内容についてですが、例えば、アンケートでは行政分野ごとにというお話を申し上げましたが、課題としては、例えば、事務量が多いであるとか、極端に少ないであるとか、あるいは専門性が高いであるとか、ある程度共通的な項目について、まず、体系的に整理したいというふうに考えております。そうすると、例えば、福祉の関係であれば、専門人材がいないみたいなところの共通課題を認識している市町村がたくさんいるということが分かるような形になっていますので、それを市町村への具体的なヒアリングなどを通じて、より詳細に実態を把握したいというふうに考えているところでございます。

城下委員

実態的には見直しが必要だという声もあるということ、それは把握されているということが分かりました。先ほども言いましたけれども、市町村は、より住民にとって身近な部分になるので、どうしても事務量が、よりきめ細かくなるわけです。県は直接、市民と接するわけではないので、そういう意味では、手間暇が多く掛かっていくというのは、それは当然のことですので、やはり、実態に即した市町村の支援ということが必要になるので、これは３年ごとに交付金の見直しとかもあるということなのですが、この部分についても国の方にはしっかりと要望もするという捉え方でいるのかどうなのか、ここを一つ確認したいというふうに思います。

地域政策課長

今、委員からお話のありました、きめ細かく実態に即した支援というのは非常に大事な視点だと思いますので、そういった点につきましては、アンケートとかヒアリングの中で、しっかりとカバーしていきたいと思っております。なお、分権推進交付金につきましては、あくまでも県の方で算定しているところでございますので、県として、市町村の要望、改正要望なども踏まえまして、どのようにすれば、一番市町村が住民にとってメリットのあるサービスが提供できるかという視点で、順次、改正、見直しを行ってまいりたいと思っております。

小久保委員

短く、確認させてください。私からも同じく、二地域居住の促進についてであります。これまでの課長の御答弁ですと、要は、最終的なゴールを移住定住につなげるために、お

試し的に、指標を置かないで二地域居住の推進を行っているということですけど、今回の資料の説明ですと、県の取組として、特設ページの開設、ＡＩ相談窓口、お試し住宅への支援等々が記載されていますけど、しかし、これはアウトプットまでやって、多くの市町村で実施できるものと考えますし、もう行っている市町村も実際にあります。今回のこの地域づくりにおいては、これはあくまで手段であって、これは目的ではないと思いますけれども、では、埼玉県として、本来、何を県でなければ担えない分野と位置付けているのか。

また、その分野に対して資源を重点配分して、どのような価値を県民に対して提供していくと考えているのか。２点伺います。

地域政策課長

今回、ＡＩ相談とかを立ち上げようかというきっかけとしては、市町村によっては独自で相談窓口などを持っているところもあるのですが、当然、そういうような窓口を持ってないところもございまして、あくまでも埼玉県としては、全市町村が一体となって転入増に取り組めるというところを一番大事にしたい、全市町村と一緒になってやりたいというふうに考えております。そのために、県が例えば、今回のようなポータルサイト内に特設ページを作ったりとか、ＡＩ相談の仕組みを作ったりとかということで、それを市町村にも一緒になって周知、アピールしていただくということで、県内全体でそういった気運が図れて、まずは、機運が図れることが大切かというふうに考えております。

確かに、アウトカムの話がございますが、現状では、なかなか適切に指標を把握することができないという状況もございますので、そちらにつきましては、これから例えば、転入者、実際に転入した人がどのような施策に興味を持って転入されたのかということも踏まえて、マイナポータルなどを活用してアンケートをとる仕組みというのも、今、市町村と提案、協議している中で、案として検討しておりますので、最終的にはそういったことも含めて、いろいろな方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

井上委員

それでは、資料２と資料３に関して質問させていただきます。

まず、資料２「地方分権改革について」です。一つ目の質問です。この資料の（１）のところからです。権限移譲事務数は、埼玉県は全国順位で５位、一方で、「人口１０万対市町村職員数の全国順位」は少ない方から順位が２位ということです。これはつまり、埼玉県は、積極的に県の業務を市町村に権限移譲を進めているが、一方で、それを受ける市町村は、本来の事務に加えて、少ない職員で、移譲を受けた事務を担当しているということを示しているのかというふうに思います。そこで伺いますが、他の都道府県もやはり、同じような傾向にあるのかどうかというのを教えていただきたいです。できれば、この②のところで示したような数字も交えてお話をしていただければと思います。

続いて、（２）のところです。市町村から見た権限移譲の効果であるとか、課題、県の支援策が書いてありますけれども、同じ埼玉県内でも、権限移譲の取組状況も市町村間でばらつきがあると思いますが、そうした県内における状況についてどうなっているのか、確認をさせてください。

続いて、資料３の「二地域居住の促進」についてです。国土交通省国土政策局地方政策課が、「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」というのを、令和７年度に既にやっていて、令和８年度、今年度も募集をしたというもので、４月３０日から５月２９日まで募集をしていたというのを確認しました。そこで伺いますが、県内でこの実装事業に応募した

ところというのがあるかどうか、県として把握しているのか教えてください。
　続いて、２個目です。先ほどから話がされていますが、二地域居住はいろいろなパターンがあると思います。例えば、季節ごとに二拠点、冬はこっち、夏はこっちみたいなパターンもあれば、本業をこの地で、そして副業をこの地でみたいな、働き方をベースにしたパターンもあるでしょうし、あとは、１週間の中で平日はこっちで休日はこっちみたいなパターンもあると思います。それを踏まえてお伺いしますが、県の相談体制というのは、こうした様々なニーズに対応した相談ができていると言えるのかを確認させてください。
　そして、関連して伺いますが、本当にニーズは多様だと思います。ＡＩ相談をやると言いますが、ＡＩはこういった多様なニーズにちゃんと応えられるのでしょうか、教えてください。
　最後、ふるさと創造資金による支援です。今回は、三つの事例が紹介されていました。キーワードで言えば、アート、地元の偉人、活樹といったところだと思うのですが、県として、どのような分野の取組を積極的に支援しよう、そういった傾向とか思いみたいなものがあるのかどうか確認をさせてください。

地域政策課長
　まず１点目ですが、権限移譲の関係で、ほかの都道府県の状況ですが、例えば、移譲数１位となっている静岡県につきましては、市町村職員数１０万人当たりでは１１位となっておりまして、２位の新潟県につきましては、市町村職員数が４２位となっておりますので、事務の移譲数と市町村職員数の関係性は、もしかすると余りないのかもしれません。ただ、一方で、令和７年ベースで同じく市町村職員数を見ていきますと、２位が埼玉県になりますけれども、１位は大阪となっていまして、３位は神奈川、４位が千葉、５位が兵庫となっていますので、比較的、大都市、都市圏の都道府県が入っていると。一方で、下位の都道府県を見ますと、高知県が一番多くて、その次に北海道、島根というところなので、例えば、高知県と一番少ない大阪を比べると、２倍ぐらい市町村職員の開きはある状況になっています。
　２点目の市町村間のばらつきということですが、県内の市町村で見ると、１０万人当たりで見てしまうとちょっと数字が分かりにくくなってしまいますので、千人当たりで見ますと、一番は上尾市が３．８人で少なくなっておりまして、２位が春日部市３．９人、３位が川口市４．０人というふうに続いております。下位で見ますと、一番多いのが東秩父村２１．２人、次いで、小鹿野町１２．４人となっておりまして、東秩父村と上尾市で比較すると、やはり、６倍ぐらいの差が出ているというような状況になっております。
　３点目、二地域居住の実装プロジェクトの話ですが、国土交通省が実施しているプロジェクトのことかと思いますけれども、今、委員の方からお話ありました件につきましては、令和７年度、国の二次補正分ということになりまして、こちらについては、応募実績はございません。ただ、過年度で言いますと、横瀬町は令和６年度の国補正一次分とか、川島町が令和７年度国補正の一次分などで応募して採択されている実績がございます。
　４点目、二地域居住はいろいろなパターンがあって、相談が実際できるのか、対応できるのかというところでございますが、県としてみますと、これまで、有楽町の方で、「住むなら埼玉」移住サポートセンターの方で実際に相談員が対面相談をやってきているという実績がございます。こうした実績を踏まえれば、当然、委員おっしゃるとおり、個々のライフスタイルに合わせてパターンは違うのかもしれませんが、二地域居住を希望する方についても相談、十分対応できるものというふうに考えております。それから、ＡＩで対応できるのかというお話ですが、ＡＩについては、実は先行している県が二つございまして、

そちらの県からいろいろお話を聞くと、やはり、その参照する情報ソース、こちらが一番重要だということになっていますので、そこの情報ソースの充実化というのを図ってまいりたいと思っています。あわせて、現在、その回答の精度を高めるためにテストをいろいろ繰り返しておりまして、こうしたことによって、多様なニーズにも対応できるのではないかというふうに考えております。

最後、ふるさと創造資金の分野の話ですが、例えばですけども、４月にふるさと創造資金を採択しました。その採択の中で一番多かったのが、実は、魅力ある地域づくり事業ということで、全体の６割で、１７市町村から１億４，０００万円ぐらいの支援をさせていただいたところですけども、この魅力ある地域づくり事業につきましては、地域資源や市町村の強み等を生かした事業が比較的多く活用されているというところで、分野について、特にこれだというところはなくて、いろいろ様々な分野が正直あります。県としては、特段分野にこだわることではなくて、あくまでも市町村の意向を最大限尊重しながら、分野を指定せずに支援していきたいというふうに思っております。

井上委員

それでは、１点だけ再質問させていただきます。地方分権改革についてです。先ほど、静岡の事例等々を出していただきましたが、トータルして考えると、やはり、埼玉県というのは、積極的に県の業務を市町村に移管している。でも一方で、それを県下の市町村の役所は、少ない職員で対応しているということかというふうに思いました。それを踏まえてなのですけれども、資料３の（１）でも触れてあるのですが、国の動向というのは、市町村の職員不足を踏まえて、県と市町村の役割分担を検討するという状況に来ているという話でした。これを踏まえて、他県でどうしているかというのをちょっと調べてみたのですが、例えば、大分県では、新しいおおいた共創会議と称して、知事と市町村長が参加する会議体を設けているというのがありました。また、長野県でも、今年、実務者による事務の在り方の検討を行うという話があります。また、広島県では、やはり、市町職員の確保が難しくなってきたということを受けて、一度市町村に移譲した事務権限の一部を県に返還させるという判断をしたというのも、情報として確認をしております。そこで、以下５点伺いたいと思いますが、一括で答えてもらってもよいですし、それぞれ答えてもらっても構いません。

まず１点目、（２）のところに、今後の県の方向性ということで、アンケートやヒアリング、庁内調整、フィードバックといったことが書いてありますけれども、先ほど大分県とか長野県の会議体であるとか実務者会議の話をしましたが、それと同じようなことを埼玉でもやっていくという認識でよいのか、確認です。

２点目、同じ市町村でも、権限移譲を受けた当時と、それから現在では、例えば、首長が代わったりとか、市政を取り巻く環境や政策課題が変わったりということもあり得ます。こうした経年の動きも、この実態把握の中で行うという認識でよろしいのかどうか確認させてください。

続いて３点目、市町村の今の状況というだけではなくて、移譲した後に行った県の支援が十分であったかどうか、市町村のリクエストにも答えてきたのかという点も、私は分析していくべきだというふうに考えますが、この点をお聞かせください。

それから４点目、そもそも論として、権限移譲の本質というのは、業務を身近な市町村に移譲することで、住民にとってより良いサービスを提供するためだというふうに私は考えています。一方で、（２）の②のところの課題にあるように、市町村は、行政需要の増加であるとか、内容の複雑化、多様化、専門知識・職員の不足などが生じているわけです。

そうした事情も踏まえた上で、大事なのは、市町村における業務の大変さとかだけではなくて、先ほど言ったそもそものところ、権限移譲の本来の目的が果たされているかというところをしっかりと分析、見ていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

最後５点目、状況を把握した上でという話になるとは思いますけれども、先ほど、広島県での返還事例を紹介しましたが、場合によっては、こうした動向も踏まえて、県として、移譲事務の返還を含めた何かしらの支援をしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

地域政策課長

まず、大分県や長野県の取組、市町村事務の検討の取組については承知しておるところでございまして、今回、資料で今後の方向性としてお示しさせていただいたアンケートでは、行政分野ごとの課題を把握するということを目的にしています。各県が設置の、大分県とかの、例えば、協議会みたいなことをやられていると思うので、そういった手法とは異なるかもしれませんが、我々がやろうとしているのは、市町村事務の課題解決を目指すためにアンケートをやるということなので、手法は違うかもしれませんが、方向性は同じではないかなというふうに考えております。

二つ目の経年の動きというところでございますが、こちらにつきましては、当然、移譲を受けたときと比べて、社会情勢とか市町村をめぐる環境などの変化は、当然、あり得ると思っていますので、そういった環境変化に伴って生じた場合も想定してアンケートなどをやっていますので、そこはしっかり対応していますし、これからも引き続き、そういった視点を持って取り組んでまいりたいと思っております。

三つ目、移譲した後のフォローという話ですが、こちらも全市町村と毎年、権限移譲事務のヒアリングを行っていますので、その中で移譲したのですが、例えば、課題がありますとか、問題がありますとか、ちょっと大変ですというようなリクエストがあれば、それは県庁内の所管課の方にも情報共有させていただいておりますので、その改善や支援に向けた対応というのは働き掛けておりますし、所管課の方でも対応していただいているものというふうに思っております。

４点目、本来の目的の件ですが、委員御指摘のとおり、市町村に権限を移譲すること自体は、やはり、一番の目的は、住民により良いサービスを提供することだというふうに、県として思っております。県としては、今正にこれからやろうとしている全市町村との権限移譲に係るヒアリングの中では、今後の権限移譲に対するその意向なども、実は伺っているところではあるのですが、直近の傾向としては、どちらかというと積極的に取り組まないといった回答が増えているというのも、直近の傾向として見られているところでございます。こうしたことから、行政ニーズの多様化とか複雑化とか、あるいは市町村職員の不足といった課題や実情も踏まえまして、市町村の受入体制が厳しくなっているのかという可能性は考えているところです。そのため、県としては、例えば、広域化の支援なども通じながら、移譲事務本来の目的が果たせるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後の、返還も含めてですが、権限移譲の目的は、住民に身近な市町村が取り組むことで住民サービスの向上を図るということでございますので、その趣旨からすると、事務の返還というのは、もしかすると、住民サービスの低下になってしまうおそれもあるかなというふうに考えているところでございます。ただ、選択肢として全く排除するつもりではございませんし、他県でもそういった事例があることも承知しておりますので、そのよう

な意向が市町村から示された場合には、やはり、その事務の実態を聞いてみないと県としても分かりませんので、その事務の実態について丁寧に把握させていただきたいと思っております。ただ、現状では、大枠では地方分権を推進するという県の基本的な立場は変わっておりませんので、移譲に当たっては、今でも県議会の議決を頂きながら移譲を進めているところでありますので､決して､その選択肢として除くということはございませんが、いずれにいたしましても、慎重に進めていきたいというふうに考えております。

井上委員

最後、１点だけ確認をさせてください。先ほど３点目として聞いた、移譲後に行った県の支援が十分であったのか、ということを確認させていただきました。担当課にも話を聞くというような話がありましたけれど、是非、今後の県の方向性の中でいろいろプロセスを踏みますが、ちょっと大事にしていただきたいと思うのは、県として、十分やったというふうに思っていても、受けた側、受ける側としては、これでは実は足りなかったというようなところが、やはり、あったりはします。なので、県として、やったのかという視点ももちろん大事ですけれども、それを受けた市町村の立場にも改めて立っていただいて、県が行っている支援がどれだけ応えてきたか、応えられているか、というところに視点も向けていただきたいというふうに思いますが、この点だけ最後、聞かせてください。

地域政策課長

委員おっしゃるとおり、決して、県が押し付けるわけではなくて、市町村の意向というのはとても大事なことですので、やはり、市町村の意向を最大限尊重するような形で、しっかり、そういった話が、市町村から課題とかがあれば、県の所管課に伝えるときにおきましても､我々として丁寧に伝えるようにさせていただきたいと思っております｡何より、市町村の職員が円滑に事務を処理できるということが、最大限の目指すべきところですので、やはり、そこはしっかり対応したいと思っております。